

## 商品概要説明書

## ひがしん相続定期預金「懸け橋」

2024年4月1日現在

商品名	ひがしん相続定期預金「懸け橋」
販売対象	当金庫営業地域内に居住またはお勤めの個人で、1年以内に相続により取得した資金を原資とする預金
取扱期間	2024年4月1日～2025年3月31日
種類	1年もの スーパー定期・スーパー定期300・大口定期預金
預入金額	100万円以上 ※相続により取得した金額を上限といたします。
適用金利	年0.300% ※金利は税引前です。 上記金利の適用は、当初ご契約時のみの適用となります。 初回満期日以降は、当金庫所定の1年もの店頭表示金利となります。
ご預金のお取扱い	証書式でお取扱いいたします。
担保	担保差入不可です。
マル優	お取扱い可能です。
確認書類	○当金庫で相続手続きをされたお客さま ・ご本人確認書類(公的確認書類) ・お届け印 ○他の金融機関で相続手続きをされたお客さま ・ご本人確認書類(公的確認書類) ・お届け印 ・相続手続き完了後1年以内であることが確認できる書類 ・死亡保険金の場合、保険金等支払通知書等 ・不動産・有価証券の換金代金の場合、売買契約書・売却代金計算書等
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置: 本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話03-5610-1110)にお申出ください。 紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターなどで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムなどを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。